

答申第248号（諮問第249号）

「前橋産業技術専門校について、じん肺法施行規則第37条第1項の規定に基づいて平成29年1月1日から令和3年2月末日まで所轄労働基準監督署を通じて群馬労働局長へ提出したじん肺健康管理実施状況報告」外1件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和4年2月17日付けで、「太田産業技術専門校及び前橋産業技術専門校について、じん肺法施行規則第37条第1項の規定に基づいて平成29年1月1日から令和3年2月末日まで所轄労働基準監督署を通じて群馬労働局長へ提出したじん肺健康管理実施状況報告」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、前橋産業技術専門校（以下「前橋校」という。）が所管する公文書について令和4年3月1日付け公文書不存在決定（以下「本件処分1」という。）を行い、太田産業技術専門校（以下「太田校」という。）が所管する公文書について同年3月2日付け公文書不存在決定（以下「本件処分2」という。以下本件処分1及び本件処分2を併せて「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（本件処分1における不存在の理由）

じん肺法に関する健康管理実施状況報告については、労働基準監督機関である群馬労働局には本校に関する監督権限がないため提出しておらず、作成もしていないため。

（本件処分2における不存在の理由）

じん肺法に関する健康管理実施状況に関する報告について、労働基準監督機関である群馬労働局には本校に関する監督権限がないため請求のあった公文書は作成していない。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として令和4年3月7日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和4年4月15日

付け及び同月 18 日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第 26 条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和 4 年 6 月 29 日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

第 3 争点

本件請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第 4 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、対象文書を特定し、さらに公文書を開示するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 公文書の特定に関する主張

ア 今回開示請求を行った資料「じん肺法施行規則第 37 条第 1 項の規定に基づいて平成 29 年 1 月 1 日から令和 3 年 2 月末日までに所轄労働基準監督署を通じて群馬労働局長へ提出したじん肺健康管理実施状況報告」は、群馬労働局の労働基準監督署へ提出したいわゆる「じん肺健康管理実施状況報告」である。

イ 今回開示請求の対象とした前橋校及び太田校（以下併せて「各専門校」という。）は、過日受領した別件の公文書部分開示決定通知書において、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 8 条の規定に基づく定期健康診断を実施している事情が認められる。そして、「特殊業務従事者健康診断実施報告書」と題する資料も文書の存在が認められている。よって、じん肺法第 8 条第 1 項第 1 号の「常時粉じん作業に従事する労働者」が 2 つの産業技術専門校に在籍しているものと予想する。すなわち、じん肺法第 2 条第 1 項第 5 号「事業者 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する事業者で、粉じん作業を行う事業に係るものをいう。」における事業者に該当するものである。したがって、じん肺法第 44 条に関する「厚生労働省令で定めるところ」としてじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号。以下「施行規則」という。）第 37 条第 1 項の規定に基づく、いわゆる「じん肺健康管理実施状況報告」の提出の措置義務を

免れないものと思料する。よって、各専門校もじん肺法上の「事業者」に該当し、じん肺健康管理実施状況報告の都道府県労働局長への報告義務があるものである。

そして、平成29年1月1日以降に報告期日である毎年2月末日は令和3年2月末日までに5回ある。つまり、各専門校においてそれぞれ少なくとも5件のじん肺健康管理実施状況報告があつてしかるべきである。つまり、本件各処分では文書の特定が不十分である。

(2) 公文書の存否に関する主張

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項のいわゆる一般職の地方公務員であつて非現業の事業場に所属する者（以下「一般職の地方公務員」という。）には、同法第58条第2項及び第3項において、労働基準法（昭和22年法律第49号）又は労働安全衛生法に係る適用除外の条項が列挙されている。しかし、地方公務員法の全条文を見返しても、じん肺法にかかわる適用除外の法的根拠は認められない。一方で、国家公務員法（昭和22年法律第120号）附則第16条及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第108条には、国家公務員及び自衛隊員にかかわるじん肺法を適用除外とする条文が示されている。もちろん、じん肺法の全条文を見返しても、一般職の地方公務員を適用除外とする記述は認められないものである。よって、一般職の地方公務員又は地方自治体である事業者であつても、じん肺法の適用除外とならないものと、請求人は思料する。

イ 地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法及び労働安全衛生法に係る労働基準監督機関は、群馬県庁の知事部局の場合には群馬県人事委員会となる。確かに、今回審査請求の対象とした産業技術専門校も、労働基準法別表第1第12号の業種の行政機関であるから、群馬県人事委員会が労働基準監督機関となる。しかし、これらは、「労働基準法、労働安全衛生法、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律」に限った問題であり、じん肺法は地方公務員法第58条第5項に列挙されていない。そして、施行規則は、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）のもととなる労働安全衛生法に紐づくものではなく、まさしくじん肺法に連なる厚生労働省令である。

よって、施行規則は地方公務員法第58条第5項の「これらの規定に基づく命令」にも該当しない。以上のとおり、「労働基準監督機関である群馬労働局には本校に関する監督権限がない」とする主張は、地方公務員法第58条第5項の拡大解釈である。

したがって、いかなる事業者においてもじん肺法上の労働基準監督機関は厚生労働省設置法で規定された都道府県労働局及び労働基準監督署である

と請求人は確信している（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第4条第1項第44号、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第790条第5号）。

他県ではあるが、兵庫県、大分県、山形県において労働基準法別表第1第12号の業種の行政機関である点で各専門校と性質を同じくする事例については労働基準監督署へ報告義務がある旨の見解が示されたため、これらの資料を行政不服審査法第32条第1項の証拠書類として提出する。

ウ 以上から、各専門校は、所轄労働基準監督署長を通じて群馬労働局長にじん肺健康管理実施状況報告の提出義務があることから、じん肺法上の労働基準監督機関としての群馬労働局への提出文書が不存在であるとするのは不合理である。

(3) 求める裁決について

対象文書が不存在であるとする2件の行政処分及び「労働基準監督機関である群馬労働局には本校に関する監督権限がないため提出しておらず、作成もしていないため」等とする「公文書が存在しない理由」は、じん肺法及び施行規則の規定に抵触するものであるから不合理である。よって、2件の行政処分を取り消し、対象文書を特定し、さらに公文書を開示するとの裁決を求めるものである。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 弁明書における主張要旨

(1) 本件請求に係る公文書の特定について

各専門校が平成29年1月1日から令和3年2月末までの間に労働基準監督署を経由して、群馬労働局長へ提出したじん肺健康管理実施状況報告（以下「本件公文書」という。）を特定した。

(2) 本件請求公文書が存在しない理由について

請求者から本件請求に先立つ同旨の別件の公文書開示請求（以下「別件請求」という。）を受けて調査したが、各専門校において群馬労働局へじん肺法に係る健康管理の実施状況報告をしていなかったため、本件公文書を作成しておらず、保有していなかったことから公文書不存在決定を行った。

(3) 報告の提出先について

令和3年分からでも報告する意向で、報告先について群馬県人事委員会事務局、前橋及び太田の各労働基準監督署並びに群馬労働局に問合せたが、各機関とも当該報告の受理権限はないとの回答を得た。

しかし、今回の審査請求書の内容を確認したところ、他県においては労働

局（所轄労働基準監督署）が受理している状況が判明したことから、前橋校の担当者が厚生労働省本省及び群馬労働局に報告先について再度照会をした。その結果、群馬労働局がじん肺法に係る健康管理の実施報告書を受理する旨の回答を得た。

(4) 令和3年分の報告について

群馬労働局からの回答に基づき、今後は所管の各労働基準監督署を經由して群馬労働局長にじん肺法に係る健康管理の実施報告を行うこととし、令和4年2月末までに提出すべき報告書について、期限後でも受理する旨を所管労働基準監督署に確認したため、前橋校分について令和4年4月8日付けで前橋労働基準監督署に、太田校分については令和4年4月12日付けで太田労働基準監督署にそれぞれ報告書類（以下併せて「令和3年分報告」という。）を提出した。

2 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

(1) 特殊業務従事者健康診断の実施に関する事務について

各専門校では県の特殊業務従事者健康診断実施要領（以下「本件要領」という。）に基づき、毎年、特殊健康診断を実施し、その結果を実施機関の組織である総務事務管理課に報告を行っていた。当該報告は、本件公文書に記載される内容より詳細な内容であり、報告の時期は健康診断受診及び病院に対する費用の支払いが終了し、必要な事務処理が完了した時点である。また、各専門校において、特殊健康診断の対象となる職員は例年2名おり、本件公文書として報告の対象となる全ての期間において総務事務管理課あて報告を行っていた。

(2) 報告の必要性及び提出先の認識について

各専門校は、別件請求を受けた際、初めて施行規則第37条による報告義務があることを認識した。このため、令和3年分からでも報告したいと考え、提出先について人事委員会及び所管労働基準監督署に確認を行ったが、前橋校は人事委員会から令和4年2月9日に、前橋労働基準監督署から同8日に、太田校は人事委員会から令和4年2月2日に、群馬労働局から同月4日に監督権限がない旨の回答を受けた。

なお、最終的に労働局長に監督権限がある旨の回答を得たために令和3年分報告に係る報告書を提出したことは、弁明書記載のとおりである。

第6 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「太田産業技術専門校及び前橋産業技術専門校について、じん肺法施行規則第37条第1項の規定に基づいて平成29年1月1

日から令和3年2月末日まで所轄労働基準監督署を通じて群馬労働局長へ提出したじん肺健康管理実施状況報告」である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、作成していないため不存在であるとして本件各処分を行った。これに対し請求人は、本件各処分を取り消し、対象文書を特定し、公文書を開示することを求めている。

そこで、審査会において当事者の全ての主張内容を吟味した結果を踏まえ、以下、本件各処分の妥当性について検討する。

2 本件請求に係る公文書の特定について

実施機関は本件請求に係る公文書について本件公文書であると特定した。請求人は、本件各処分では対象公文書の特定が不十分であると主張するが、実施機関は本件開示請求書に記載のとおり、根拠法令、提出期間、提出先及び報告の名称により本件請求に係る公文書の特定を行っており、実施機関が本件請求に係る公文書として本件公文書を特定したことは妥当である。

3 本件公文書の存否について

- (1) 実施機関は、本件公文書を作成していない理由として、じん肺法に関する健康管理実施状況に関する報告については、労働基準監督機関である群馬労働局には本校に関する監督権限がないため、提出しておらず、作成もしていないためとしている。

そこで本件請求時点において、本件公文書を作成していなかったとの主張の妥当性について検討する。

(2) 法令の定め

じん肺法第8条各号は、事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者に対して定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない旨を定めている。また、同法第44条は「厚生労働大臣、都道府県労働局長及び労働基準監督署長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業者は、じん肺に関する予防及び健康管理に関する事項を報告させることができる。」と定めており、これを受けた施行規則第37条第1項では、「事業者は、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、様式第8号により当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。」（以下「規則報告」という。）と定めている。

ここで「事業者」とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをいう（じん肺法第2条第1項第5号、労働安全衛生法第2条第3号）ため、各専門校は事業者にあたりと考えられる。

なお、国家公務員法や自衛隊法が適用される労働者についてはじん肺法の

適用が除外されるが、実施機関の労働者である地方公務員については地方公務員法第58条第2項により一部の法律が適用除外とされているものの、じん肺法は適用除外とされていない。

(3) 各専門校における規則報告の義務について

実施機関によれば平成28年から令和2年末までの間に各専門校は常時じん肺作業に従事する労働者を有していたとのことである。このため、実施機関における各専門校は、じん肺法に係る健康診断及びじん肺法に係る健康診断の実施報告書を作成し、群馬労働局長に報告を行う義務があったものと認められる。

(4) 実施機関の主張の合理性

前述のとおり、実施機関の各専門校は、本件公文書を作成すべき法令上の義務があったと認められる。

実施機関の説明によると、別件請求以前においては各専門校は当該義務について認識していなかったため報告を行っていなかったが、別件請求があったことにより法令による報告義務があることを把握した。そして報告先として考えられる、前橋及び太田の各労働基準監督署並びに群馬労働局に問合せたが、いずれの機関からも当該報告の受理権限はないとの回答を得たとのことである。このため、別件請求から間もない本件請求時においても、群馬労働局には各専門校に対する監督権限がなく、群馬労働局に報告書を提出することができないと考えていたものと認められる。

仮に、本件請求時において各専門校が規則報告の報告先を認識していたとすれば、各専門校において特殊健康診断は実施しており、庁内において規則報告よりも詳細な内容の報告を行っていたことを考慮すれば、規則報告のみをあえて実施しない合理的な理由を見いだすことはできない。

このことから、本件請求時点において各専門校は群馬労働局を報告先とするじん肺法に係る健康診断の実施報告書を作成していないため、本件公文書は作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

(5) 結論

請求人は、「労働基準監督機関である群馬労働局には本校に関する監督権限がないため提出しておらず、作成もしていないため」等とする「公文書が存在しない理由」は不合理であると主張する。確かに、労働基準監督署を経由して群馬労働局へ規則報告を行うべきことが確認されたことから、各専門校が本件各処分の際に付した理由については、そこに記載された各専門校の対応について法令解釈の誤りが存することは否定できない。

しかし、法令解釈の誤りが存するとはいえ、当審査会において認定した本件各処分時の実施機関の認識を前提とすれば、群馬労働局宛の報告書を作成も

提出もしなかったという、実施機関が本件各処分を行った際の本件公文書不在の理由そのものが不自然、不合理であるとはいえない。

以上の理由から、当審査会としては、本件公文書は存在しないとした実施機関の判断は妥当であり、取り消す必要はないと判断した。

4 付言

各専門校が施行規則第37条第1項の報告を行っていなかったことは法令に基づく事務に反するものである。じん肺法は、じん肺に関し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的とするものである。実施機関においては、かかる法令の趣旨を踏まえ、今後同様の事態が生じることのないよう、各所属に対する適正な法令解釈の周知徹底に努められたく、その旨付言する。

5 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年 6月 29日	諮問
令和 4年 7月 28日 (第92回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 4年 9月 7日 (第93回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 5年 4月 25日 (第95回 第二部会)	審議
令和 6年 3月 12日	答申